

令和6年9月2日
こども青少年局保育・教育認定課

「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準の一部改正に関する意見公募について」に対して寄せられた御意見について

「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準」の一部改正について、令和6年5月22日から同年6月20日まで意見公募したところ、5名の方から12件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見と、それらに対する本市の考え方について、別紙にとりまとめましたので、公表いたします。なお、とりまとめの都合上、いただいた御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約する等の整理をしております。

また、改正にあたり、意見公募時の案文から、適切な文言等に一部修正しました。

御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚くお礼申し上げます。

別 紙

1 「通学ランクにおけるランクの細分化」に関する御意見について

意見の概要	意見に対する対応方針又は考え方
<p>「就労」の場合は月 20 日以上かつ月 160 時間以上の就労で A ランクなのに対し、「介護」「就学」の場合は、同時間でも B ランク（「介護」は介護の必要性に応じて A ランク）となっている。拘束される時間の分だけ保育園利用の必要性が生じるため、「就労」と同様の拘束時間でランクを分けるべきではないか。</p>	<p>保育所等に預けられず就労ができなかった場合には、その世帯の暮らしに大きな影響（日々の生活費が得られない等）があることなどを踏まえて、同じ拘束時間でも、就労している方をより優先的に取り扱っているところです。</p>
<p>「就労」「介護」「就学」の複数の分類に跨るケースについては、時間を合算してランクの判定ができないか。</p>	<p>給付認定における「保育が必要な事由」については、子ども・子育て支援法施行規則第 1 条の 5 にて「法第 19 条第 2 号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。」とあることから、利用調整においても、複数の事由ではなくいずれかのひとつ事由をもって判断しています。</p> <p>また、利用調整基準における「保育ができない理由・状況」の中には、障害や病気など、時間ではなくご家庭やご家族の状況で判断を行うものもあるため、特定の事由のみ時間の合算を行うことは困難と考えています。</p>
<p>「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準の具体的運用について」において、保育できない理由が「通学」の場合でも、実態が就労と変わらない場合は「就労」として取り扱うことがあるとされている。しかし、例としてあげられている「医学生の実習」においては、実態として病院と雇用契約を結ぶことは無いので就労証明書のような証明書類を提出することは不可能である。この特例を利用する方法を明確化し、周知してほしい。</p>	<p>「通学」の場合でも、実態が就労と変わらない場合には、例外的に就労としてランクを適用する取扱いとしており、客観的に状況が判断できる就労証明書等の挙証資料のご提出をお願いします。就労証明書の発行ができない場合等には、個別の状況によってその他の証明書類により、区役所こども家庭支援課で判断させていただくこととなります。</p> <p>実習の形態や内容も様々であり、就労証明書等を提出できない場合の取扱いを明確に定めることは難しいと考えていることから、上記取扱いとしておりますので、ご理解いただけますと幸いです。</p>

2 その他の御意見について

意見の概要	意見に対する対応方針又は考え方
<p>「きょうだい児が同時に同一の保育所等の利用を申請する場合（以下、「きょうだい同時」という。）」と、「きょうだいがすでに利用している保育所等の利用を申請する場合（以下、「きょうだい在園」という。）」の優先度を同程度にした昨年度の改正について、後者を優先するよう差別化してほしい。</p> <p>【同趣旨の御意見 他1件】</p> <p><u>差別化が必要と考える主な理由</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境・精神面の負担（同園にするための上の子の転園）、費用面・体力面（上の子の転園等に伴う必要なものの購入等）、チャンスの違い（「きょうだい在園」は、1園しか記載できない） ○第一子を保育所に預け復職したことによる働き方の変化（勤務先の配慮により夜勤がなくなる等）や年収の増加により、育休中の「きょうだい同時」と比較すると「きょうだい在園」が不利。 ○過去の基準をもとに生活設計や保育所申請をしていた家庭への負担（「きょうだい同時」で入所することは難易度が高いため、1人ずつ計画的に保育所に入所させてきた。難易度が高い方を選択した自己責任の「きょうだい同時」申請者もいるはず）。 ○「きょうだい在園」への優遇という市民ニーズに答えられていない。 ○幼稚園前提の上の子を、下の子の加点のために同時申請するなどの悪用ケースの増加。 ○別園になってしまったとしても、「きょうだい在園」の方が優先度が高ければ、その後の転園申請で同園の確率が上がる。 	<p>令和5年度までの基準では、取扱いに差があることにより、「きょうだい在園」と比較して、「きょうだい同時」の場合に、同じ園に利用決定できないケースが多くあったことから、令和6年度から同程度の配慮とする改正を行いました。</p> <p>しかし、「きょうだい同時」で同園に決定するためには、それぞれの年齢に空き枠が必要となるため、優先度が上がったとしても、「きょうだい在園」と比較して同園に決定することが難しい状況にあります。</p> <p>上の子の保育所申請をしようとしたタイミングで下の子を妊娠した、上の子が保留になり続けた等、同時申請にも様々な事情があることから、各ご家庭の状況に関わらず、きょうだいが同園に通えるように、その他のご世帯よりも多子世帯全体において、優先的な取扱いとしております。</p> <p>保育所等の入所における利用調整に関する基準については、社会情勢やニーズに応じて随時見直しを行っています。昨年の基準改正は、多子世帯全体において、きょうだいが同園に通えるように優先的な取扱いを拡充したものとありますので、ご理解いただけますと幸いです。</p>
<p>きょうだい児の基準改正によって、本当にきょうだい同園率はあがったのか効果検証してほしい。一方のきょうだいを幼稚園や認可外保育施設等に預けている場合も含めて検証してほしい。</p>	<p>各年度の利用調整は、利用調整基準のみならず、当該年度の申請者数や実際に申請されてきた方のランク・調整指数、各園の空き状況などの複数の要因も踏まえて行われるため、毎年の基準改正における影響の数値等は公表していません。なお、認可外保育施設は、施設と保護者の直接契約となっており、本市で在園児の管理を行っていないため、一方のきょうだいを認可外保育施設に預けている場合の検証を行うことは困難です。</p>

<p>きょうだい別園になったら保育料を多少安くするなど、別園家庭への配慮を増やしてほしい。</p>	<p>本市には、お子さまがひとりのご家庭も多くある中で、すでに多子世帯全体において、大きな加点項目を設け、優先的な取扱いを実施しています。また、申請当初より、きょうだい別の保育所等の利用を希望している場合もあります。</p> <p>そのため、きょうだい別園であることをもって、利用調整における優先的な取扱いをさらに拡充することや、利用料の減額等を行う事は困難と考えています。</p>
<p>保留期間が1年以上で加点する、同ランク同点の年収比較の前に保留期間が長い方を優先する等、保留期間の長さを加点項目に追加してほしい。</p>	<p>本市では、申請時における「保育の必要性」が高い方から優先して入所するという基本的な考え方に基づいて利用調整を行っているため、保留期間の長さによって優先度を上げることは困難と考えています。</p>
<p>きょうだい児が学童に通う場合（予定も含む）にも加点をつけてほしい。学童と保育所の2か所の送迎をしなければならず、「きょうだい児が在園している保育所等以外を申請する場合」と負担は同等と考える。</p>	<p>本市では、同一の保育所等の利用だけでなく、きょうだい別の保育所等の利用を希望している場合においても優先的な取扱いをしていますが、これは、本市による利用調整の対象となっている保育所等を、きょうだいで利用できるようにする配慮となっています。そのため、就学前のきょうだい認可外保育施設等に在園しているような場合であっても、加点されません。</p> <p>様々なご事情により保育を希望されている方が多くいらっしゃる現状においては、きょうだい学童に通う場合を優先的な取扱いの対象とすることは難しいと考えています。</p>
<p>0歳児枠の募集を減らし、1歳児枠の募集の増加を強く事業所に働きかけてほしい。</p>	<p>本市では、既存施設における1歳児の受け入れ枠を拡大するために、0歳児の定員削減をすることで新たな1歳児受入枠を増やした場合や1歳児の定員増加を実施した場合に、事業者に対し助成を行い、ニーズに合わせた定員構成の見直しを進めています。引き続き事業者へ働きかけを行い、保育ニーズの高い1歳児の受け入れ枠の確保に取り組めます。</p>

<p>保育所に通うことで簡単には家庭で学ぶことのできない日本語のスキルや文化理解を身に着けることができるため、外国にルーツのある子どもを保育所入所において優先的に取り扱ってほしい。保育所等と親の間の言語の壁のために、受入れを断られてしまうような可能性もあるのではないかと思います。</p>	<p>保育所等は、就労等の理由により家庭で保育ができない時間について、保護者の方に代わってお子さんの保育を行うための施設となっています。人種や国籍によらず「保育の必要性が高い方」を優先する考えのため、外国にルーツがあることだけをもって優先的に取り扱うことは困難と考えています。</p> <p>なお、外国語に翻訳した入所案内や、分かりやすい日本語を使用した申請書類の書き方の案内などを本市ウェブサイトに掲載するとともに、区役所の窓口で申請書類の記載補助を行っており、外国にルーツをもつ方も保育所等を利用するための手続きができるように支援をおこなっています。</p>
<p>派遣保育士も、正社員やパートの保育士と変わらず保育士不足に貢献しているため、保育士等の子の優先的取扱いの対象としてほしい。</p>	<p>保育士等の子の優先的取扱いにおいては、より長い期間本市の保育所等の業務に従事していただくことを想定しています。</p> <p>派遣契約は、原則として3年以下の有期雇用契約であり、同じ職場で働くことができるのは3年以下であることや、横浜市では法人による直接採用を支援していることから、派遣職員は対象外としています。</p>